

長崎県宗教者懇話会 会則

第1条 (名称)

本会は長崎県宗教者懇話会と称する。

第2条 (目的)

本会は長崎県内の宗教者を以って構成し、会員の親睦並びに各宗教間の連絡調整を図り、宗教交流と平和運動への連帯を図ることを目的とする。

第3条 (会員)

- ①本会の会員は、前第2条の趣旨に賛同し、この会に登録した法人・個人を会員とする。
- ②本会への入会は、会員の推薦により理事会で決定する。
- ③会員の退会は、自己申告により理事会の承認を得て決定する。
- ④宗教者以外は協力会員として登録することができる。

第4条 (事業)

本会は、次の事業を行う。

- ①原爆殉難者慰霊祭(8・8慰霊祭)の主催
- ②会員相互の交流・研鑽を図る定例懇話会の開催
- ③文化講演会、その他必要な事項に関すること

第5条 (理事)

- ①本会を運営するため、各教団から理事を選出する。
- ②理事は、各教団を代表する者、並びにこれに準ずる者を含み、12名とする。

第6条 (役員)

前条の理事の互選により会長を選出し、会長は下記の役員を委嘱する。

- ①会長 1名

※仏教・諸宗教・神道・基督教の輪番制とする。

- ②副会長 3名

※副会長4名は、各教団で協議決定し構成する。

- ③専務理事 1名

- ④事務局長 1名

※会長の指名により会長所属の教団関係者から選出する。(次の改選から)

※事務局員として各教団から2名を派遣する。

- ⑤監事 2名

上記の外、理事会の推薦により総会の議を経て、顧問を推戴することができる。

第7条 (役員の仕事)

役員は次の業務を行う。

- ①会長は、本会を代表し業務を総理する。

- ②副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは会長の業務を代行する。
- ③専務理事は、会長を補佐し、事務局を統括する。
- ④事務局長は、事務・会計を処理する。
- ⑤監事は、会計監査をして総会に報告する。

第8条（役員任期）

会長・副会長の任期は3年の輪番制とする。
理事の任期は3年とし再任を妨げない。

第9条（総会）

総会は、年度当初に開催し、次の事項を協議する。

- ①会務報告
- ②事業報告
- ③会計報告
- ④役員改選
- ⑤事業計画
- ⑥会則の改正
- ⑦その他

総会は、出席会員の2分の1以上の議決により議事を決する。

第10条（理事会）

理事会は必要に応じ、会長が召集する。

第11条（会費・会計）

- ①本会を運営するため、法人会員または個人会員から年会費を徴収する。
- ②会費の額については、別に定める。

会費（顧問・事務局長も含む）の年会費は15,000円、協力会員は10,000円とする

- ③本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

付則 この会則は、平成16年11月17日から施行する。

平成28年1月26日一部改正

令和5年12月7日再確認予定済

令和6年1月22日更新